

（趣旨）

第1条 この規程は二宮町議会基本条例（平成 年二宮町条例第 号）第27条に基づき、二宮町議会基本条例推進委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織並びに運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議し遂行する。

- （1）議会基本条例の継承、検証及び改正
- （2）議会改革の諸課題
- （3）議会報告会及び意見交換会の運営

（組織等）

第3条 委員会は議長、副議長及び議会だより編集委員会委員長のほか、議会だより編集委員会委員以外の議員により構成する。

2 委員は、議長が議会全員協議会に諮って指名する。

~~3 委員の任期は1年とする。~~

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員の任期の起算）

第5条 委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期満了による後任者の選任が任期満了前に行われたときは、その選任による委員の任期は、前任の委員の任期満了の日の翌日から起算する。

（委員長及び副委員長）

第6条 委員会には委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し委員長が欠けたときはその職務を代理する。

（会議）

第7条 委員会の開催は、委員長がこれを招集しその議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

（関係者の出席）

第8条 委員会において必要があると認められたときは、その会議の議事に関係ある者及び団体の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（傍聴の取扱）

第9条 委員会の傍聴については、二宮町議会傍聴規則（昭和53年二宮町議会規則第2号）の規定を準用する。

## 附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度における委員の任期は、第4条の規定に係らず4月1日から12月の委員の改選の日までとする。